

# 千葉市社会教育功労者顕彰要綱

## (要旨)

第1条 この要綱は、本市における社会教育の振興及び発展について、功績の顕著であった個人または団体（以下「社会教育功労者」という。）の顕彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (顕彰の基準)

第2条 顕彰は、社会教育関係団体の関係者その他の個人若しくは本市教育委員会の附属機関（これに準ずるものを含む）の構成員又は社会教育関係団体で、次の各号の一に該当するものに対し行うものとする。

- (1) 多年にわたり社会教育の振興及び発展に寄与し、その功績が顕著であったもの。
- (2) 社会教育の振興及び発展に寄与し、その功績が特に顕著であったもの。

## (顕彰の方法)

第3条 顕彰は、感謝状を授与して行うものとする。

## (追彰)

第4条 社会教育功労者として顕彰に値するものが死亡したときは、追彰することができる。この場合において、顕彰は、その者の遺族に対して行うものとする。

## (推せん依頼等)

第5条 教育長は、社会教育関係団体等の長に対し、社会教育功労者として顕彰に値するものの推せんを依頼するものとする。

- 2 社会教育関係団体等の長が推薦しようとする時は、推せん書（様式1号）に功績調書（様式2号）を添付して教育長に提出するものとする。

## (顕彰を受けるものの選考)

第6条 社会教育功労者として顕彰に値するものの選考については、千葉市社会教育委員の会議において審査する。

## (顕彰を受けるものの決定)

第7条 顕彰を受けるものは、第2条第1項各号に掲げるものについて、千葉市社会教育委員が会議により作成する社会教育功労者名簿に基づき、教育長が決定する。

## (登録等)

第8条 社会教育功労者として顕彰を受けたものは、社会教育功労者顕彰名簿（様式3号）に登録するものとする。

- 2 登録されたものに、顕彰にふさわしくない行為があった場合は、社会教育功労者顕彰名簿から抹消するものとする。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、社会教育功労者の顕彰に関し必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、昭和63年7月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成13年8月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、令和元年6月7日から施行する。